

2026年6月30日

株主各位

愛知県尾張旭市南本地ケ原町三丁目 83 番地  
株式会社MARUWA  
代表取締役社長 神戸 俊郎

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1. 処分する株式の種類及び数      | 普通株式 1,110 株   |
| 2. 払込金額              | 1 株につき金 65,910 円   |
| 3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | ※ 2026年4月15日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値<br>当社子会社の従業員：<br>2026年4月16日の取締役会の決議により、当社取締役1名及び当社従業員11名に付与される、当社に対する金銭債権合計金 73,160,100 円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金 65,910 円）を現物出資の目的とする。 |
| 4. 払込期日              | 2026年7月16日   |

以上